

申請にあたっての Q&A

Q どのような学生が対象ですか。

A 本学の正規学生（学部学生・大学院生・留学生を含む。）で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生活が困窮していると認められる者を対象としています。

ただし、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生又は日本学術振興会特別研究員である者は対象としていません。

Q 親戚・兄弟等の家に住んでいる場合は、自宅と自宅外のどちらになりますか。

A 毎月一定の家賃を申請者本人が支払い、独立して生計を立てている場合は自宅外となります。

Q 家計支持者（父母等）から独立して生計を立てている場合は、申請できますか。

A 申請可能です。

Q 海外に留学中でも対象となりますか。

A 対象学生であれば、留学中でも申請は可能です。

Q 休学中でも対象となりますか。

A 対象学生であれば、休学中でも申請は可能です。

Q 成績不振でも申請は可能でしょうか。

A 申請可能です。

Q 年齢要件はありますか。

A 対象学生であれば年齢要件はありません。ただし、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生又は日本学術振興会特別研究員である者は年齢要件に関係なく対象としません。

Q 所得基準の制限はありますか。

A 所得基準の制限はありません。この緊急修学支援金は、学生から提出された申請書により、申請理由及び学生の収入月額の減少の状況に基づき総合的に審査します。

Q 日本学生支援機構や民間等の（給付・貸与）奨学金を受給していますが、申請は可能でしょうか。

A 申請可能です。なお、申請フォームに受給している奨学金の名称、種類及び月額を

入力する項目がありますので、受給者は漏れなく入力してください。

Q 日本学生支援機構や民間等の（給付・貸与）奨学金に申請中ですが、申請は可能でしょうか。

A 申請可能です。なお、4月から予約採用者となっている場合は、申請フォームに奨学金の名称、種類及び月額を入力してください。申請中で採用者となっていないのであれば入力は不要です。

Q アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、今後休業手当を支給される場合でも申請は可能でしょうか。

A 申請可能です。なお、5月末までに休業手当金が支給されている場合は、その他の収入として金額を入力してください。

Q 自宅生で家庭からの生活支援に関する収入の証拠書類がない場合はどうすればよいですか。

A 証拠書類は本学の求めに応じて提出していただきます。その際、家庭からの生活支援に関する収入金額を申立という形で書面を提出していただきます。なお、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

Q 新入生で予定していたアルバイトに関する証拠書類がない場合は、どうすればよいですか。

A 証拠書類は本学の求めに応じて提出していただきます。その際、新入生で予定していたアルバイトで得られるはずであった収入金額を申立という形で書面を提出していただきます。なお、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

Q 支出内訳も月の平均で記載するのでしょうか。

A 令和2年1月から令和2年3月までの収入月額平均額を入力してください。新入生は令和2年4月の当初収入予定額の支出内訳（自宅外学生で住居費、食費、光熱水料等が分かっている場合はその金額）を入力してください。

Q 振込先口座は本人名義以外でも可能でしょうか。

A 原則として、本人名義の口座としてください。やむを得ず本人以外の口座としなければならない場合は、家計支持者（父母等）の口座としてください。

Q 支援金の使途を確認されることはありますか。

A 本支援金は、生活が困窮している学生が、修学をあきらめることがないように、緊急に支給するものです。用途を確認することは考えていません。

Q 申請フォームが見つかりません。

A ELMSでお知らせします。

Q 質問したいのですが、どこに問い合わせればよいですか。

A 学務部学生支援課までメールでお問い合わせください。問合せ先についてはELMSでお知らせします。電話での問合せは受け付けておりません。